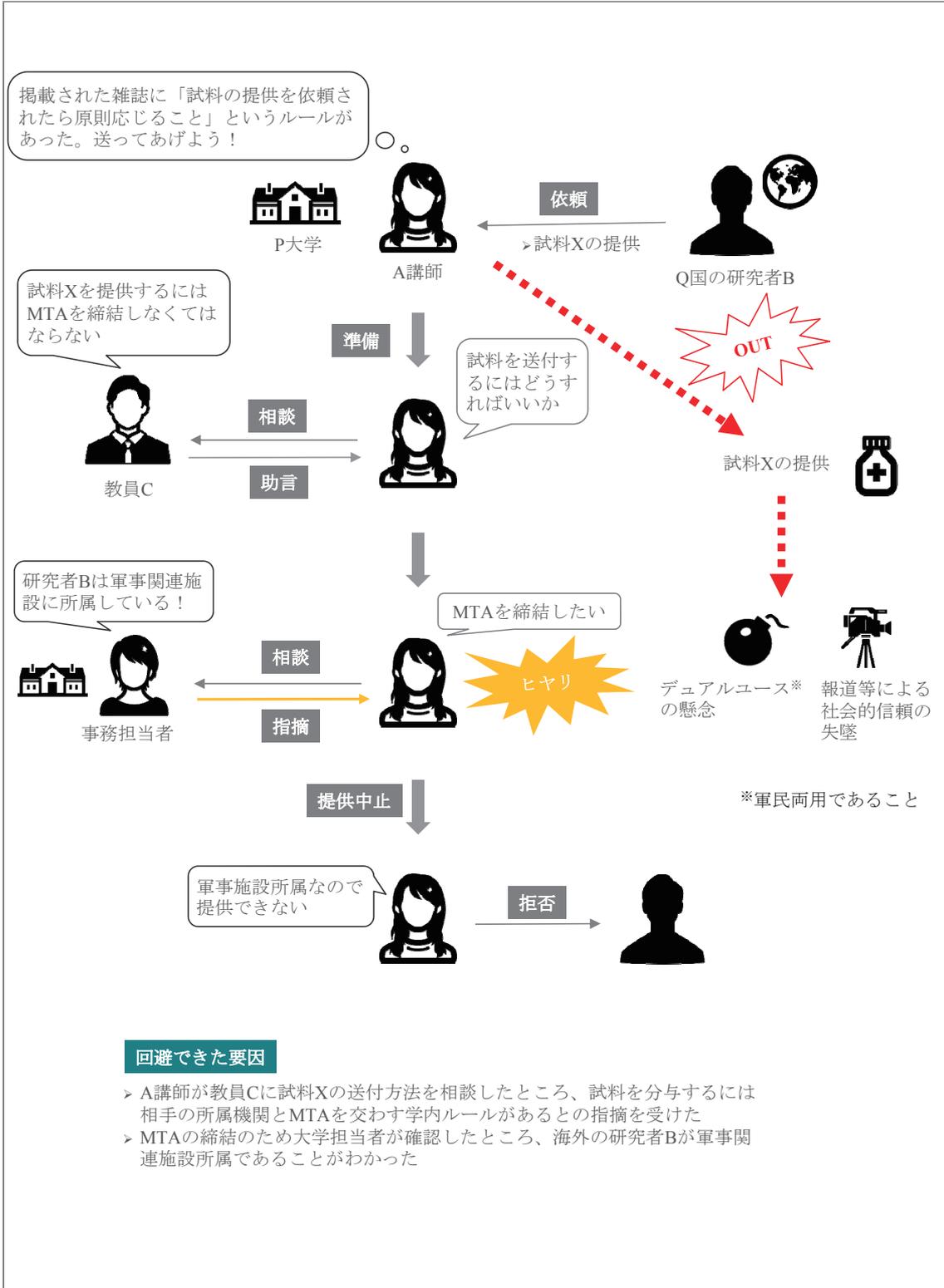


9 安全保障輸出管理

1. 研究試料の海外軍事関連施設への送付の回避
2. 留学生受け入れに係る輸出管理事前審査手続

9-1. 研究試料の海外軍事関連施設への送付の回避

所属機関	大学、大学病院	分野	基礎医学
------	---------	----	------



1. 事例の詳細

- P大学のA講師は、Q国の研究者Bから電子メールで「A講師が発表した論文で使用した研究試料Xを分けてほしい」という依頼を受けた。
- A講師の論文が掲載された学術雑誌には、「論文に使用した試料の提供を依頼された場合は原則応じること」というルールがあったため、A講師は研究者Bに試料Xを送付する準備を始めた。
- 試料の送付方法について同じ研究室の教員Cに相談したところ、「試料を提供するには必ずP大学と相手の所属機関とで物質移動合意書（MTA：Material Transfer Agreement）を締結する必要がある」との指摘を受けた。
- A講師は、MTAの締結について、P大学の担当者に相談した。担当者が調査したところ、研究者BはQ国の軍事関連施設に所属することがわかった。☞ 回避できた要因
- 軍事関連施設で実験を行っている研究者Bに試料Xを提供してしまうと、軍事利用される恐れがある。A講師は試料Xの提供をとりやめ、研究者Bに協力できない旨を連絡した。

2. ヒヤリ・ハットの背景・要因

- A講師は、「論文に使用した試料の提供を依頼された場合は原則応じること」という学術雑誌のルールに従わなくてはならないという思いが強かった。
- A講師は、試料の提供を行うには、P大学と相手の所属機関との間でMTAを締結する必要があることを理解していなかった。
- A講師は、依頼者（研究者B）の所属や使用目的を十分に把握しないまま、試料Xを提供しようとした。

3. 回避できた要因及び背景

- A講師が教員Cに試料Xの送付方法を相談したところ、提供先の機関とMTAを交わす学内ルールがあるとの指摘を受けた。
- MTAの締結について学内担当者に確認したところ、研究者BがQ国の軍事関連施設に所属することがわかった。

4. 起こり得る研究不正等

- 提供した研究材料が、意図せずに海外の軍事研究に利用される可能性があった。
- P大学による研究材料の不適切な輸出について報道され、社会からの信頼を損ねる結果につながるおそれがあった。

5. 予防策・対応策

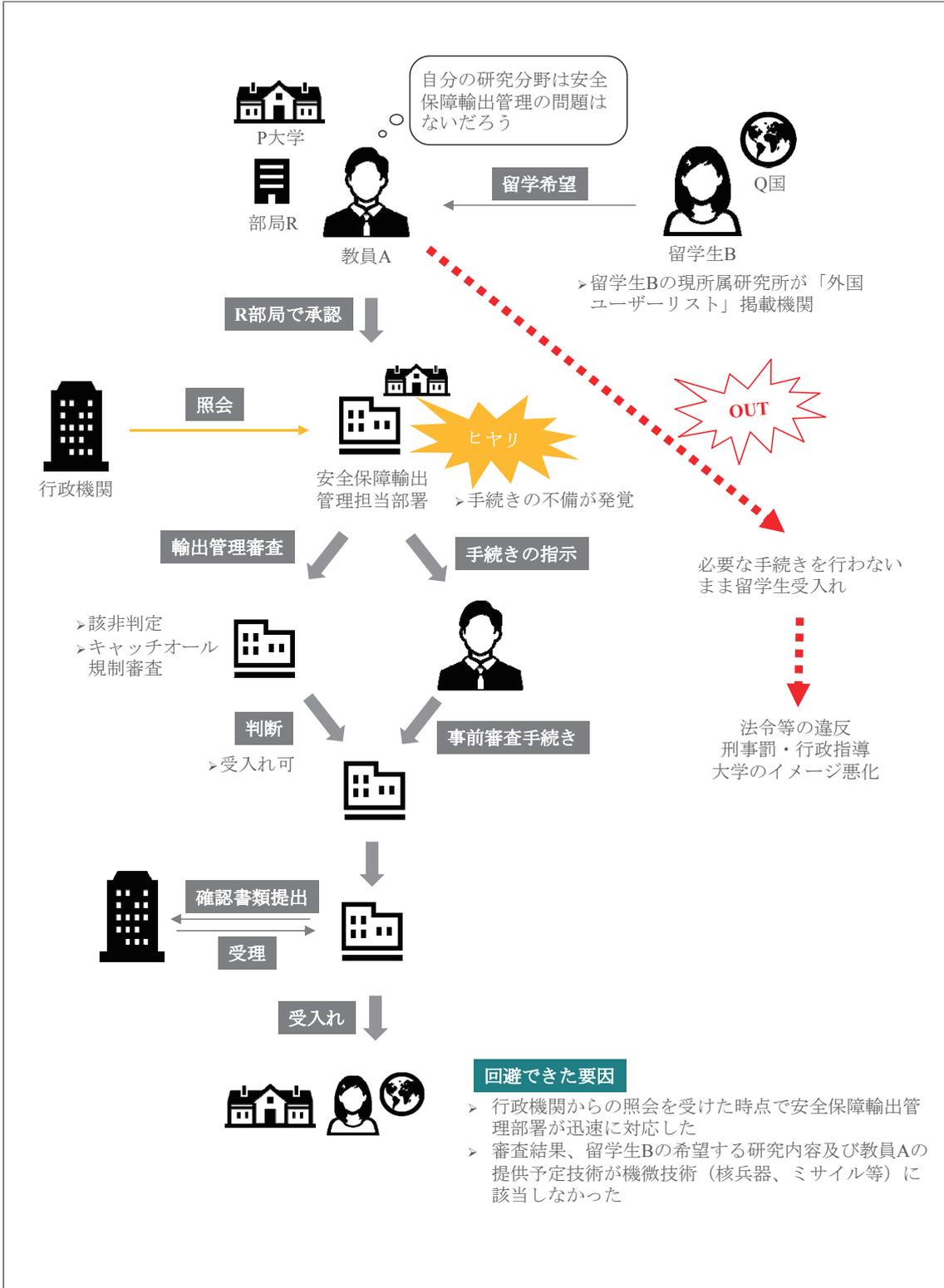
- 研究試料の提供を依頼されたら、依頼者の所属や研究内容についてしっかりと調査する。
- 研究試料の送付にあたっては、所有権や使用用途を規定したMTAを必ず締結する。
- 研究試料の提供に関する学内ルールについて、その意義や必要性を含めて定期的な教育を行うことで啓発を行い、抜け漏れを防ぐと共に学内関係者間で相互に指摘し合える関係性を構築する。

（解説）

輸出管理に関する詳細は、一般財団法人安全保障貿易情報センターのwebサイトを参照されたい。
<http://www.cistec.or.jp/index.html>

9-2. 留学生受け入れに係る輸出管理事前審査手続

所属機関	大学、大学病院	分野	生命科学
------	---------	----	------



1. 事例の詳細

- P大学の教員Aは、Q国から国費留学生B（大学推薦）を受け入れることが決まり、部局Rの担当者と手続きを進めていた。
- すると、行政機関からP大学の安全保障輸出管理担当部署へ直接照会があり、教員Aと部局Rの輸出管理に係る手続きの不備が発覚した。☞ **回避できた要因**
- 留学生Bの現所属研究所は「外国ユーザーリスト¹」に掲載されていた。そのため、留学生Bを受け入れるに当たっては、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）の輸出者等遵守基準と、学内規則で定められている輸出管理審査の事前手続が必要であったが、教員A及び部局Rの担当者はそれらの手続を行っていなかった。
- P大学の安全保障輸出管理担当部署は、ただちに部局Rに事実確認を行うとともに、教員Aに所定の手続を指示した。
- 安全保障輸出管理担当部署が、速やかに輸出管理審査（該非判定²、キャッチオール規制審査³）を実施したところ、留学生Bの研究テーマが機微技術等（核兵器、ミサイル等）に該当しないことが確認された。当該部署は、留学生Bの受け入れが可能と判断し、確認書類を行政機関に提出、受理された。

2. ヒヤリ・ハットの背景・要因

- 教員A及び部局Rの安全保障輸出管理に関する認識が不足していた。留学生Bは外為法の「外国ユーザーリスト」に掲載されている機関に所属していることから、その受け入れについては、所定の手続に沿って事前に慎重に審査すべき案件であった。
- 教員Aは、自身の研究分野は安全保障輸出管理には関係ないと思い込んでおり、海外からの研究員の受け入れに際して、事前の手続等が必要となるケースはないと誤解していた。
- 教員Aは、留学生Bの受け入れに関して、外為法及び学内規則に規定された事前手続の必要性について確認していなかったにもかかわらず、留学生Bの推薦調書上で「外為法確認済み」にチェックしていた。
- P大学では、推薦調書のとりまとめを行う「学生支援」と「輸出管理」の担当者が異なっていたため、「学生支援」の担当者は、推薦調書の「外為法確認済み」のマークを確認したことにより、留学生Bの受入れ推薦手続きを進めてしまった。

3. 回避できた要因及び背景

- 行政機関からの照会を受け、安全保障輸出管理担当部署が部局Rに事実確認を行うとともに、教員Aに所定の手続を指示した。
- 安全保障輸出管理担当部署が、速やかに輸出管理審査（該非判定、キャッチオール規制審査）を実施し、留学生Bが希望する研究内容及び教員Aの提供予定技術、出身機関等を審査した結果、輸出管理上の懸念がないことが確認された。

4. 起こり得る研究不正等

- 留学生を介して規制対象となる技術等を無許可で提供してしまうと、外為法に基づき、刑事罰や行政制裁を受ける場合がある。
- 教員Aの認識不足と手続きミスを発端として、もし輸出管理上の懸念があり受入れ不可の判定だった場合、本人のみでなく大学全体のイメージ悪化につながる可能性があった。

5. 予防策・対応策

- 大学等研究機関の全教職員に対して、留学生の受け入れに係る輸出管理事前手続の必要性について徹底して周知する。

- さらに、部局等部門ごとに教職員を対象として定期的な教育を行い、輸出管理に係る啓発を行うとともに、必要な手続等を繰り返し確認する。
- 入学試験に合格した留学生の受け入れについて、受け入れの決裁を行う時点までに、全部局で輸出管理申請が完了していることを安全保障輸出管理担当部署が確認する。

-
- 1 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払しょくされない外国所在団体（企業・大学・研究所等）の情報を参照用として提供するもの。2019年4月26日現在、13カ国、534機関が掲載されている。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/hp/190426_6.pdf
 - 2 輸出しようとする貨物、提供しようとする技術（プログラム含む）がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaihi_hantei.pdf
 - 3 リスト規制品（事前に許可取得が必須であると表記された貨物の輸出や技術の提供）に該当しないものを、特定の条件下で輸出または提供を行うに当たって、経済産業大臣の許可を必要とする制度。
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

